

別表 1-1 (ワンストップ相談窓口の設置) 【既存】

市町村が実施する創業支援等事業

創業支援等事業の目標
<p>・市内の江田島市商工会における、創業に関する相談件数の実績は年間43～61件と推移している。市役所内に相談窓口を設けて支援体制を強化し、江田島市商工会等とのきめ細かな連携により、江田島市商工会と併せて年間50件の相談件数を目標とする。</p> <p>・創業を行う者の実績は、令和3年度・令和4年度に比べ増加傾向ではあるが、江田島市が中心となり商工会、地域金融機関等の創業支援業者との連携を図ることにより相談件数の4割の創業者創出率を目標とする。</p> <p>目標値：創業支援者数50件、創業者数21件 (うち、江田島市の目標値：創業支援者数3件、創業者数2件)</p>
創業支援等事業の内容及び実施方法
<p>(1) 創業支援等事業の内容</p> <p><相談窓口の設置></p> <p>江田島市交流観光課にワンストップ相談窓口を設け、担当者を1名配置する。創業希望者からの相談内容に応じて、支援事業の情報提供や参加促進を行い、適切な支援機関の窓口や支援事業などにつなぐ。</p> <p>相談者の相談内容、事業ステージや希望を踏まえて各支援機関につなぐ場合は、次の役割を踏まえて実施する。</p> <p><創業に必要な要素と各連携機関が担う役割></p> <p>1. ターゲット市場の見つけ方</p> <p>江田島市商工会は市場ニーズを把握し、情報提供する。また、江田島市は力を入れて伸ばしていきたい市場について、ニーズ調査等を実施する。相談を通じ、(公財)ひろしま産業振興機構及び専門家などを積極的に活用することにより、市場分析に関するアドバイスを実施する。</p> <p>2. ビジネスモデルの構築</p> <p>江田島市商工会は、創業希望者が考えるターゲット市場等についてアドバイスを実施し、専門性が高い相談内容については、(公財)ひろしま産業振興機構の創業サポーターや専門家などを積極的に活用し解決を図る。</p> <p>3. 売れる商品・サービスの作り方</p> <p>江田島市商工会は、創業希望者が考える商品やサービスについてアドバイスを実施し、専門性が高い相談内容については、(公財)ひろしま産業振興機構の創業サポーターや専門家などを積極的に活用し解決を図る。</p> <p>4. 適正な価格設定と効果的な販売方法について</p> <p>江田島市商工会は、創業希望者が考える販売先・ターゲット・販売方法・価格等についてアドバイスを実施し、専門性が高い相談内容については、(公財)ひろしま産業振興機構の創業サポーターや専門家などを積極的に活用し解決を図る。</p> <p>5. 資金調達の方法</p> <p>江田島市商工会は、資金調達へのアドバイスを行うとともに、補助金や助成金等の競争的資金や融資制度に関する申請書類の作成支援を行う。</p> <p>株式会社広島銀行、株式会社もみじ銀行、呉信用金庫、(株)日本政策金融公庫は、創業希</p>

望者に対してニーズに沿った資金調達の方法についてアドバイスを行うとともに、金融支援を行う。

6. 事業計画の策定

江田島市商工会は、事業計画の策定について、助言・指導を行う。

株式会社広島銀行、株式会社もみじ銀行、呉信用金庫、㈱日本政策金融公庫は、創業希望者のニーズに沿った事業計画の策定支援を行い、さらに、創業の実現性を高めるため、事業計画のブラッシュアップも行う。

7. 許認可・手続き

江田島市交流観光課は、創業の許認可や手続きについてのアドバイス及び各関係機関への連絡・紹介を行う。

江田島市商工会や（公財）ひろしま産業振興機構は、創業に必要な手続きのアドバイス及び各種申請手続きの支援を行う。

8. コア事業の販路拡大や新分野への進出

江田島市商工会や（公財）ひろしま産業振興機構は、創業後の事業展開や新分野への進出可能性等について継続的なアドバイスを行う。

<創業支援機関との連携>

江田島市担当者は、各支援機関の支援体制及び支援内容について、情報交換を積極的に行うとともに、広報誌や市ホームページなどを活用して、市内での創業希望者への周知を図る。また、各支援機関の支援状況を把握し、支援後の創業状況等について、定期的な情報交換により取りまとめる。必要に応じて各支援機関の強みを活かしたフォローアップの対応について連携を図る。

<特定創業支援等事業について>

江田島市は、連携する支援機関等が実施する支援（別表2-2、別表2-4、別表2-5、別表2-7、別表2-8及び別表2-9）で、1か月以上にわたり4回以上継続的に相談等を受け、経営、財務、人材育成、販路開拓に関するノウハウを習得させる指導を受けたことが報告書等で確認できた者を、「特定創業支援等事業を受けた者」として証明する。

特定創業支援等事業を受けた者から証明書の発行を求められたときは、各支援機関に支援内容の報告書の提出を求め、証明要件を満たしていることを確認の上、証明書を発行する。

<各事業の共通事項について>

江田島市は、創業希望者や創業者に対して事業の進捗状況及び本計画に対する意見等を聴き取り調査することにより、創業希望者等の要望に沿った体制に改善していくこととする。

特定創業支援等事業を実施し、証明書の発行を受けた創業者に対しては、その後の創業の有無や実績を確認する。

創業後についても、江田島市商工会等と連携してフォローアップを行い、適切な支援を行っていくとともに、成功事例については、江田島市の広報誌やホームページへの掲載を行うなど、広くPRをする。

公の秩序又は善良な風俗を害するおそれのあると認められる事業を行う創業者は支援を行わないものとし、各支援機関にもこの方針を徹底する。

各事業の実施において、個人情報保護に関する法令を順守する。

(2) 創業支援等事業の実施方法

<相談窓口の設置>

- ・江田島市交流観光課に相談窓口を設置する。
- ・相談時間は、土日祝日・年末年始を除いた平日（月曜～金曜）の8時30分～17時15分とする。
- ・担当者を1名配置する。

<支援機関との連携>

- ・各支援機関による支援内容について、適宜情報交換を図る。
- ・各支援機関との連携のため、必要に応じて適宜連携会議を開催する。
- ・相談窓口の担当者は各創業支援機関による支援内容を把握し、効果的で適切な支援ができるよう、メール等により各支援機関との連携を密にする。

計画期間

平成27年4月1日～令和12年3月31日

変更箇所については令和6年12月25日～令和12年3月31日

※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書の発行については、改正法第14回認定日以降の申請が対象となる。

別表 2-1 (相談窓口の設置と専門家による支援)【既存】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業

実施する者の概要				
(1) 氏名又は名称	江田島市商工会			
(2) 住所	江田島市江田島町小用 2-17-1			
(3) 代表者氏名	会長 平田 圭司			
(4) 連絡先	0823-42-0168 担当者 田部智史			
創業支援等事業の目標				
<ul style="list-style-type: none"> ・近年創業窓口は年間 43～61 件で推移し、相談件数に対する創業率は平均約 21%で推移しているためワンストップ創業支援窓口の常設と専門家の派遣事業をPRする。 ・また、創業塾を併せて行うことにより、相談件数を年間 50 件程度に増やすとともに、各種支援制度の紹介や、江田島市とのきめ細かな連携により、江田島市と併せて相談者の創業率を 40%程度に倍増させる。 				
	創業件数	創業相談件数	総相談件数	創業割合
令和3年度	9	47	4,661	19.1%
令和4年度	11	43	3,928	25.5%
令和5年度	12	61	3,613	19.6%
目標値：創業支援者数 50 件、 創業者数 21 件 (内、江田島市商工会の目標値：創業支援者数 47 件、創業者数 19 件)				
創業支援等事業の内容及び実施方法				
(1) 創業支援等事業の内容 ・相談窓口の設置と専門家による支援 地域での創業者や創業をしようとする者の支援体制強化のため、創業に係る経営課題を解決するための具体的なアドバイスや支援機関の連携促進等を行う「ワンストップ相談窓口」を商工会に整備する。また、創業に係る個別具体的な経営課題に対応するため専門家派遣制度を活用し、分野ごとの専門的な内容にも対応する。 (2) 創業支援等事業の実施方法 ・江田島市及び江田島市商工会等は、相談窓口において事業計画の策定や資金調達の仕方などの総合的な情報提供や支援が必要であると判断した場合には、相談者の希望や状況に応じて、当該支援機関を紹介する。				
計画期間				
平成27年4月1日～令和12年3月31日				
変更箇所については令和6年12月25日～令和12年3月31日				
※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書の発行については、改正法第14回認定日以降の申請が対象となる。				

別表 2-2 (創業塾の開催)【既存・特定創業支援等事業】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業

実施する者の概要
(1) 氏名又は名称 江田島市商工会 (2) 住所 江田島市江田島町小用 2-17-1 (3) 代表者名 会長 平田 圭司 (4) 連絡先 0823-42-0168
創業支援等事業の目標
・年間 30 名程度を対象に創業塾を開催する。実施に当たっては、市の広報紙や商工会情報誌、ポスター等のみならず、創業相談者や経営革新計画の承認事業所にもDM等を発送し周知を図る。また、受講者のフォローをきめ細かく実施し、受講者の半数の1年以内の創業の実現を目指す。 近年の創業相談は年間 43～61 件に対して創業率は平均約 21%で推移していることから、相談窓口の設置と専門家による支援、創業塾の開催、各種支援制度の紹介、江田島市とのきめ細かな連携により、江田島市と併せて相談者の創業相談を 50 件程度、創業率を 40%に増加させ 21 件の創業実現を目指す。 目標値：創業支援者数 50 件 創業者数 21 件 (内、江田島市商工会の目標値：創業支援者数 30 件、創業者数 10 件)
創業支援等事業の内容及び実施方法
(1) 創業支援等事業の内容<創業塾> 【特定創業支援等事業】 ・創業希望者を対象とする講座を年 1 回 (全 4 コマ、1 コマ 5 時間) 開催する。 ・商工会の経営指導員や専門家がフォローすることとし、金融機関とも連携し、創業も含め支援を行う「創業塾」とする。 ・開催時期は 10～12 月頃とし、次のテーマでの専門家の講義を実施する。 テーマ：地域資源の活用方法 (中小企業診断士) 創業に必要な手続きについて (行政書士) 新規開業のための資金計画の作り方 (金融機関・税理士) 融資制度と税務・経理知識 (金融機関・税理士) マーケティング、販売戦略の立案について (中小企業診断士) 人を雇用する際のルールについて (社会保険労務士) ・実践創業塾を 1 か月以上にわたり 4 回以上継続的に受講し、経営、財務、人材育成、販路開拓のノウハウを習得できるコマを全て受講した場合を「特定創業支援等事業」を受けたこととする。 ・公の秩序又は善良な風俗を害するおそれのあると認められる事業を行う創業者は支援を行わないものとする。 (2) 創業支援等事業の実施方法 ・会場は江田島コミュニティセンター集会室、商工会の会議室 ・カリキュラムの策定は、(公財) ひろしま産業振興機構等の支援機関と調整する ・受講者の募集は商工会の情報誌やHPに掲載し、江田島市に協力依頼する ・修了者には、公庫の公的融資制度や起業支援補助金・市の振興資金補助金等の補助金制度を説明する ・江田島市及び江田島市商工会等は、相談窓口において事業計画の策定や資金調達の仕方などの総合的な情報提供や支援が必要であると判断した場合には、相談者の希望や状況に応じて、当該支援機関を紹介する。 ・特定創業支援等事業を受けた者で、証明書の交付を希望する者については、氏名、住所、連絡先、受講内容、受講日時を記載した報告書を江田島市に提出する。
計画期間
平成 27 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日 変更箇所については令和 6 年 12 月 25 日～令和 12 年 3 月 31 日 ※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書発行については、改正法第 14 回認定日以降の申請が対象となります。

別表 2-3 (事業計画策定等個別支援) 【既存】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業

実施する者の概要
(1) 氏名又は名称 株式会社日本政策金融公庫 (2) 住所 東京都千代田区大手町 1-9-4 大手町フィナンシャルシティノースタワー (3) 代表者の氏名 代表取締役総裁 田中一穂 (4) 連絡先 呉支店 支店長 川瀬 政典 (担当者: 融資課 宮添) 呉市本通 4 丁目 7-1-201 呉商工会議所ビル 2F TEL 0823-24-2600 FAX 0823-21-5462
創業支援等事業の目標
本事業は創業に必要なスキルのアドバイスから、創業支援に積極的に取り組む金融機関としての強みを活かした事業計画の策定や資金調達の仕方を中心とした、実質的支援を実施し、江田島市内の相談者について、目標を次のとおり設定する。 目標値: 相談者7件/年 創業者数4件/年 ※目標値の根拠 令和5年度の当該支援機関の広島地域の創業融資相談実績件数は約980件であった。このうち江田島市在住者の割合が不明であるため、江田島市の県内人口比率約0.7%を根拠とし、同程度の相談者数を目標とする。また、令和5年度の広島県内の創業者数が約590件であった。このうち江田島市在住者の割合が不明であるため、江田島市の県内人口比率約0.7%を根拠とし、同程度の創業者数を目標とする。
創業支援等事業の内容及び実施方法
(1) 創業支援等事業の内容 【創業サポートデスクによる各種融資相談】 ・創業者用のサポートデスクを継続し、各種融資相談等を実施する。 ・支援を行わない場合 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められる事業を行う創業者は支援を行わないものとする。 (2) 創業支援等事業の実施方法 ・創業者専用のサポートデスクを当該支援機関呉支店において継続する。 ・サポートデスクの開設は平日の9時~17時とする。 ・専門スタッフを配置し、創業に関する様々な相談ニーズに対応する。 ・長年創業支援で蓄積した経験と情報に基づく制度の高いアドバイスを実施する。 ・「創業計画書」などの基本フォーマットを無料で配布する。 ・「創業の手引き」「創業事例集」など独自の情報誌を無料で配布する。 ・他の創業支援機関と連携を図り、専門性の高い支援にも対応する。 ・相談は無料とする。 ・江田島市及び江田島市商工会等は、相談窓口において事業計画の策定や資金調達の仕方などの総合的な情報提供や支援が必要であると判断した場合には、相談者の希望や状況に応じて、当該支援機関を紹介する。
計画期間
平成27年4月1日~令和12年3月31日 変更箇所については令和6年12月25日~令和12年3月31日 ※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書の発行については、改正法第14回認定日以降の申請が対象となる。

別表 2-4 (事業計画策定等個別支援) 【既存・特定創業支援等事業】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業

実施する者の概要	
(1) 氏名又は名称	株式会社広島銀行
(2) 住所	広島市中区紙屋町1丁目3番8号
(3) 代表者の氏名	代表取締役頭取 清宗 一男
(4) 連絡先	TEL 082-504-7183 FAX 082-245-7991 担当者：営業企画部 法人企画室 担当課長代理 原 晃太郎
創業支援等事業の目標	
本事業は創業に必要なスキルのアドバイスから、創業支援に積極的に取り組む金融機関としての強みを活かした事業計画の策定、資金調達の仕方や企業同士のマッチングを中心とした、実質的支援を実施し、江田島市の相談者について、目標を次のとおり設定する。 目標値：相談者数1件/年 創業者数1件/年 ※目標値の根拠 令和5年度の当該支援期間の広島地域の創業融資相談実績件数は約85件であり、創業件数は約85件(約100%)であった。このうち江田島市在住者の割合が不明であるため、江田島市の県内人口比率約0.7%を根拠とし、同程度の相談者数を目標とする。	
創業支援等事業の内容及び実施方法	
(1) 創業支援等事業の内容 【特定創業支援等事業】 ・江田島市内の創業希望者に対し、(株)広島銀行の江田島市内各支店と本部(創業者支を担当とする営業企画部法人企画室スタートアップ・ベンチャー支援担当等)が連携し、次のとおり支援を実施する。 ・事業計画策定等の個別相談への対応から資金調達面での支援を行う。 ・資金調達については、創業補助金の活用等、創業後の経営の安定化を図ることができるよう総合的な支援を行う。 ・当該支援機関が持つ企業ネットワークを活かし、企業間同士のマッチングを行うことで、創業に必要な販路開拓のための支援を行う。 ・雇用等に関する法令・規則の解説や人材育成などの経営課題の解決に関する支援を行う。 ・事業計画策定等個別支援を1か月以上にわたり4回以上継続的に実施し、経営、財務、人材育成、販路開拓のノウハウを習得させる場合を「特定創業支援等事業」とする。 ・公の秩序又は善良な風俗を害するおそれのあると認められる事業を行う創業者は支援を行わないものとする。	
(2) 創業支援等事業の実施方法 ・江田島市及び江田島市商工会は、相談窓口において事業計画の策定、資金調達の仕方や企業間同士のマッチングなどの総合的な情報提供や支援が必要であると判断した場合には、相談者の希望や状況に応じて、当該支援機関を紹介する。 ・特定創業支援等事業を受けた者で、証明書の交付を希望する者については、氏名、住所、連絡先、相談内容、相談日時を記載した報告書を江田島市に提出する。	
計画期間	
平成27年4月1日～令和12年3月31日 変更箇所については令和6年12月25日～令和12年3月31日 ※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書発行については、改正法第14回認定日以降の申請が対象となります。	

別表 2-5 (事業計画策定等個別支援)【既存・特定創業支援等事業】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業

実施する者の概要	
(1) 氏名又は名称	株式会社もみじ銀行
(2) 住所	広島市中区胡町1番24号
(3) 代表者の氏名	取締役頭取 平中 啓文
(4) 連絡先	TEL 082-241-3022 FAX 082-243-8741 担当者： 営業統括部 係長 土井
創業支援等事業の目標	
<p>本事業は創業に必要なスキルのアドバイスから、創業支援に積極的に取り組む金融機関としての強みを活かした事業計画の策定、資金調達の仕方や企業間同士のマッチングを中心とした、実質的支援を実施し、江田島市内の相談者について、目標を次のとおり設定する。</p> <p>目標値：相談者数1件/年 創業者数1件/年</p> <p>※目標値の根拠</p> <p>近年の当該支援機関の広島地域の創業件数は約150件であった。このうち江田島市在住者の割合が不明であるため、江田島市の県内人口比率約0.7%を根拠とし、同程度の創業者数を目標とする。</p>	
創業支援等事業の内容及び実施方法	
<p>(1) 創業支援等事業の内容 【特定創業支援等事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・江田島市内の創業希望者に対し、当銀行の江田島市内各支店と本部（創業者支援を担当とする部署等）が連携し、次のとおり支援を実施する。 ・事業計画策定等の個別相談への対応から資金調達面での支援を行う。 ・資金調達については、創業補助金の活用等、創業後の経営の安定化を図ることができるよう総合的な支援を行う。 ・当該支援機関が持つ企業ネットワークを活かし、企業間同士のマッチングを行うことで、創業に必要な販路開拓のための支援を行う。 ・雇用等に関する法令・規則の解説や人材育成などの経営課題の解決に関する支援を行う。 ・事業計画策定等個別支援を1か月以上にわたり4回以上継続的に実施し、経営、財務、人材育成、販路開拓のノウハウを習得させる場合を「特定創業支援等事業」とする。 ・公の秩序又は善良な風俗を害するおそれのあると認められる事業を行う創業者は支援を行わないものとする。 <p>(2) 創業支援等事業の実施方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・江田島市及び江田島市商工会は、相談窓口において事業計画の策定、資金調達の仕方や企業間同士のマッチングなどの総合的な情報提供や支援が必要であると判断した場合には、相談者の希望や状況に応じて、当該支援機関を紹介する。 ・特定創業支援等事業を受けた者で、証明書の交付を希望する者については、氏名、住所、連絡先、相談内容、相談日時等を記載した名簿及び報告書を作成し、保管する。また、その者から証明書の交付の希望を受けた場合は、その報告書を江田島市に提出する。 	
計画期間	
<p>平成27年4月1日～令和12年3月31日</p> <p>変更箇所については令和6年12月25日～令和12年3月31日</p> <p>※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書発行については、改正法第14回認定日以降の申請が対象となります。</p>	

別表 2-6 (事業計画策定等個別支援) 【既存】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業

実施する者の概要	
(1) 氏名又は名称	呉信用金庫
(2) 住所	呉市本通2丁目2番15号
(3) 代表者の氏名	理事長 向井淳滋
(4) 連絡先	TEL 0823-24-1195 FAX 0823-25-6440 担当者：営業統括本部 地域貢献部（事業成長サポート担当） 部長 服部 享佑
創業支援等事業の目標	
本事業は創業に必要なスキルのアドバイスから、創業支援に積極的に取り組む金融機関としての強みを活かした事業計画の策定、資金調達の仕方や企業間同士のマッチングを中心とした、実質的支援を実施し、江田島市内の相談者について、目標を次のとおり設定する。 目標値：相談者数1件/年 創業者数1件/年 ※目標値の根拠 中小企業白書2023の開業率（3.9%）および呉信用金庫の2019年～2023年（2024年から過去5年間）の実績（支援者数1・創業者数1件）を勘案し、両目標を年間1件とする。	
創業支援等事業の内容及び実施方法	
(1) 創業支援等事業の内容 ・江田島市内の創業希望者に対し、呉信用金庫の江田島市内各支店と本部（創業支援を担当とする部署等）が連携し、次のとおり支援を実施する。 ・事業計画策定等の個別相談への対応や、資金調達面での支援を行う。 ・資金調達については、補助金の活用等、創業後の経営の安定化を図ることができるよう総合的な支援を行う。 ・当該支援機関が持つ企業ネットワークを活かし、企業間同士のマッチングを行うことで、創業に必要な販路開拓のための支援を行う。 ・公の秩序又は善良な風俗を害するおそれのあると認められる事業を行う創業者は支援を行わないものとする。 (2) 創業支援等事業の実施方法 ・江田島市及び江田島市商工会は、相談窓口において事業計画の策定、資金調達の仕方や企業間同士のマッチングなどの総合的な情報提供や支援が必要であると判断した場合には、相談者の希望や状況に応じて、当該支援機関を紹介する。	
計画期間	
平成27年4月1日～令和12年3月31日 変更箇所については令和6年12月25日～令和12年3月31日 ※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書の発行については、改正法第14回認定日以降の申請が対象となる。	

別表 2-7 (創業セミナーの実施) 【既存・特定創業支援等事業】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業

実施する者の概要	
(1) 氏名又は名称	公益財団法人ひろしま産業振興機構
(2) 住所	広島市中区千田町三丁目7番47号
(3) 代表者の氏名	代表理事副理事長 田邊昌彦
(4) 連絡先	TEL 082-240-7702 FAX 082-249-3232 担当者：ひろしま創業サポートセンター 宮谷、桧山
創業支援等事業の目標	
<p>創業に関する知識習得や機運醸成を図るためセミナーを県内全域で年間20回以上実施し、受講者数と創業者数について、目標を次のとおり設定する。</p> <p>目標値： 受講者数3人/年 創業者数2件/年</p> <p>※目標値の根拠</p> <p>江田島市における令和元年度から令和5年度までのセミナーの受講者数は平均1.8人であり、年間延べ3人以上を目標とする。</p> <p>創業目標は①創業セミナーの実施(別表2-7) ②創業マネージャー等による相談(別表2-8) ③創業サポーターによる専門アドバイスの実施(別表2-9)の3事業合計で設定することとし、他の支援機関との連携を強化することにより、県内全域で年間300件(令和元年度から令和5年度までの平均は約250件)の創業を目指す。江田島市の人口は広島県の人口の約0.7%であることから、江田島市の創業件数は年間2件を目指すこととする。</p>	
創業支援等事業の内容及び実施方法	
<p>(1) 創業支援等事業の内容 【特定創業支援等事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・創業希望者等を対象に、集中指導(ビジネスプラン作成セミナー、起業家講演など)やオンライン形式による講義を実施する。 ・開催内容は、創業マインドの醸成、創業プランの作成及びブラッシュアップ、創業予定者又は創業者との交流、その他創業に関して必要と認められる内容とし、経営、財務、人材育成、販路開拓に関する知識が得られるものとする。 ・創業セミナーを1か月以上にわたり4回以上受講し、経営、財務、人材育成、販路開拓のノウハウを習得できる講座をすべて受講した場合を「特定創業支援等事業」を受けたこととする。 ・公の秩序又は善良な風俗を害するおそれのあると認められる事業を行う創業者は支援を行わないものとする。 <p>(2) 創業支援等事業の実施方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当財団が主催するほか、県内の商工会議所・商工会、金融機関、市町等の中小企業支援機関との連携や共催により実施する。 ・集中指導については、1日3～6時間の講義・演習を1～3日間程度、年間10回程度開催する。(原則無料、定員20名程度) ・オンライン形式により、創業に関する基礎的な知識に関する1日3時間程度の講義を、年間10回程度実施する。(無料、定員30名程度) ・セミナーでは他の支援機関のセミナーや支援事業の情報を提供する。 ・江田島市は、窓口や市広報紙、HP等を通じて、セミナーの開催の広報を行う。 ・他の支援機関においても、窓口において相談者に紹介するなど周知する。 ・特定創業支援等事業を受けた者で、証明書の交付を希望する者については、氏名、住所、連絡先、受講内容、受講日を記載した報告書を江田島市に提出する。 ・参加者に対しては、セミナー終了後も継続的に支援する。 	
計画期間	

平成27年4月1日～令和12年3月31日

変更箇所については令和6年12月25日～令和12年3月31日

※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書発行については、改正法第14回認定日以降の申請が対象となります。

別紙 2-8 (創業マネージャー等による相談)【既存・特定創業支援等事業】

市町村以外のものが実施する創業支援等事業

実施する者の概要	
(1) 氏名又は名称	公益財団法人ひろしま産業振興機構
(2) 住所	広島市中区千田町三丁目7番47号
(3) 代表者の氏名	代表理事副理事長 田邊昌彦
(4) 連絡先	TEL 082-240-7702 FAX 082-249-3232 担当者：ひろしま創業サポートセンター 宮谷、藤田
創業支援等事業の目標	
創業マネージャー等による各種相談対応を実施し、相談者数と創業者数について、目標を次のとおり設定する。 目標値： 相談者数4件/年 創業者数2件/年 ※目標値の根拠 江田島市における令和元年度から令和5年度までの相談者数は平均3.0人であり、年間4件を目標とする。 創業目標は①創業セミナーの実施(別表2-7) ②創業マネージャー等による相談(別表2-8) ③創業サポーターによる専門アドバイスの実施(別表2-9)の3事業合計で設定することとし、他の支援機関との連携を強化することにより、県内全域で年間300件(令和元年度から令和5年度までの平均は約250件)の創業を目指す。江田島市の人口は広島県の人口の約0.7%であることから、江田島市の創業件数は年間2件を目指すこととする。	
創業支援等事業の内容及び実施方法	
(1) 創業支援等事業の内容 【特定創業支援等事業】 ・創業マネージャー及び創業サブマネージャーを配置し、創業希望者等からの創業前・創業時・創業後の各段階に応じた相談に対応する。 ・創業マネージャー及び創業サブマネージャーは、創業希望者等からの一般的な相談内容について助言を行うほか、より専門的な知識が必要な場合は創業サポーターの支援や、創業計画の成熟度に応じた創業セミナーへの参加等について指導する。 ・相談内容に応じて、他の支援機関を紹介する。 ・創業マネージャー及び創業サブマネージャーによる各種相談対応を1か月以上にわたり4回以上継続的に実施し、経営、財務、人材育成、販路開拓のノウハウを習得させる場合を「特定創業支援等事業」とする。 ・公の秩序又は善良な風俗を害するおそれのあると認められる事業を行う創業者は支援を行わないものとする。	
(2) 創業支援等事業の実施方法 ・創業マネージャー1名及び創業サブマネージャー4名程度を常勤で配置する。 ・江田島市は、窓口や市広報紙、HP等を通じて窓口を紹介するなど広報を行う。また、販路開拓や補助金相談など、強みのある相談を当該窓口を紹介する。 ・他の支援機関も、相談内容に応じて、当該支援機関を紹介する。 ・特定創業支援等事業を受けた者で、証明書の交付を希望する者については、氏名、住所、連絡先、支援内容、支援期間を記載した報告書を江田島市に提出する。	
平成27年4月1日～令和12年3月31日 変更箇所については令和6年12月25日～令和12年3月31日 ※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書発行については、改正法第14回認定日以降の申請が対象となります。	

別紙 2-9 (創業サポーターによる専門アドバイスの実施)【既存・特定創業支援等事業】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業

実施する者の概要	
(1)氏名又は名称	公益財団法人ひろしま産業振興機構
(2)住所	広島市中区千田町三丁目7番47号
(3)代表者の氏名	代表理事副理事長 田邊昌彦
(4)連絡先	TEL 082-240-7702 FAX 082-249-3232 担当者：ひろしま創業サポートセンター 宮谷、平岡
創業支援等事業の目標	
<p>創業サポーターによる専門アドバイスを実施し、支援者数と創業者数について、目標を次のとおり設定する。</p> <p>目標値： 支援者数1件/年 創業者数2件/年</p> <p>※目標値の根拠</p> <p>江田島市における令和元年度から令和5年度までの支援者数は平均0.6人であり、年間1件を目標とする。</p> <p>創業目標は①創業セミナーの実施(別表2-7)②創業マネージャー等による相談(別表2-8)③創業サポーターによる専門アドバイスの実施(別表2-9)の3事業合計で設定することとし、他の支援機関との連携を強化することにより、県内全域で年間300件(令和元年度から令和5年度までの平均は約250件)の創業を目指す。江田島市の人口は広島県の人口の約0.7%であることから、江田島市の創業件数は年間2件を目指すこととする。</p>	
創業支援等事業の内容及び実施方法	
<p>(1) 創業支援等事業の内容 【特定創業支援等事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・創業希望者等を対象に、創業前1年又は創業後1年以内から2年間で、中小企業診断士・公認会計士・税理士・コンサルタント等の創業サポーターによるビジネスプラン策定、資金調達、会社設立申請、税務申告等について専門アドバイス等を実施する。 ・支援内容は次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> 創業計画の作成及びブラッシュアップに関すること 創業資金の調達に関すること 創業に関する諸手続きに関すること 販路開拓、資金調達(創業後)、人材育成などの経営課題の解決に関すること その他必要な支援 ・創業サポーターによる専門アドバイスを1か月以上にわたり4回以上継続的に実施し、経営、財務、人材育成、販路開拓のノウハウを習得させる場合を「特定創業支援等事業」とする(別表2-1「相談窓口の設置と専門家による支援」と連携)。 ・公の秩序又は善良な風俗を害するおそれのあると認められる事業を行う創業者は支援を行わないものとする。 <p>(2) 創業支援等事業の実施方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援期間は創業前1年又は創業後1年以内から2年間。1件につき24時間まで無料。 ・創業サポーター登録者数は165名(令和6年8月末現在) ・江田島市は、窓口や市広報紙、HP等を通じて窓口を紹介するなど広報を行う。また、窓口において、相談者の希望や相談内容に講じて、当該制度を紹介する。 ・他の支援機関も、相談内容に応じて、当該支援機関を紹介する。 ・特定創業支援等事業を受けた者で、証明書の交付を希望する者については、氏名、住所、連絡先、支援内容、支援期間を記載した報告書を江田島市に提出する。 	
計画期間	
<p>平成27年4月1日～令和12年3月31日</p> <p>変更箇所については令和6年12月25日～令和12年3月31日</p> <p>※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書発行については、改正法第14回認定日以降の申請が対象となります。</p>	